

令和 7 年 1 1 月 4 日

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

次長 谷 澤 英 一

給水装置工事における留意事項について（通知）

日ごろは、水道事業にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
見出しのことについて、近年下記のような事例が多発し、給水申込み承認事務及び検査業務等に影響が生じております。つきましては、下記の取扱いとしますのでご留意ください。

記

給水承認工事申込みにおける留意点

通常、申込書の提出からメータ出庫までは 3 か月から 5 か月程度を要しますが、申込書類の提出から水使用希望日までの期間が極端に短い申込みが散見されます。急ぎの申込みは、道路管理者の事務にも影響が及ぶことから愛知中部水道企業団設計・施行基準（以下「設計・施行基準」という。）26 ページを参照の上、工程管理を徹底してください。なお、再三の忠告にも関わらず、急ぎの申込書が見受けられる指定給水装置工事事業者に対しては、個別に指導を行います。

検査における留意点

検査業務において、検査当日に門扉施錠、外構施工中、メータ上に積載物がある等の要因により、検査が行えない事例が生じております。今後は、支障なく検査ができる検査日を確認の上、完了書類を提出してください。なお、検査の結果、上記のような理由で検査ができなかった場合は不合格とし、再検査手数料がかかりますのでご留意ください。なお、軽微な補修指示を受けた場合は、速やかに現場確認の上、検査員が指定する日までに完了報告をお願いします。

屋内配管工事における留意点

屋内配管工事を行う際は、設計・施行基準第 49 条及び解説を熟読の上、施工をしてください。
特に漏水修繕工事など屋内で掘削工事をした際には、現場や在来土の状況に合わせて山砂を使用する等管保護を考慮した埋め戻しをお願いします。

お問い合わせ先

給水課

電話 0561-38-0035